

## 九州大学卓越大学院プログラムに関する規則

令和 2 年度九大規則第 6 4 号  
制 定：令和 3 年 3 月 2 6 日  
最終改正：令和 5 年 3 月 3 1 日  
(令和 4 年度九大規則第 8 3 号)

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学大学院通則（平成 1 6 年度九大規則第 3 号）第 1 7 条の 6 第 2 項の規定に基づき、卓越大学院プログラムに関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 卓越大学院プログラムは、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材を育成することを目的とする。

2 卓越大学院プログラムは、博士課程における一貫した学位プログラムとする。

### (プログラムの実施)

第 3 条 卓越大学院プログラムは、マス・フォア・イノベーション連係学府（以下「連係学府」という。）において実施する。

### (プログラム責任者)

第 4 条 卓越大学院プログラムに、プログラム責任者を置き、九州大学（以下「本学」という。）の教員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 プログラム責任者は、卓越大学院プログラムの実施を統括する。

3 プログラム責任者は、九州大学学則（平成 1 6 年度九大規則第 1 号）第 1 5 条の 9 第 1 項に定める未来人材育成機構において推進される全学の教育改革及び教育の質の向上に関する事項を踏まえ、プログラムの実施にあたるものとする。

### (プログラムコーディネーター)

第 5 条 卓越大学院プログラムに、プログラムコーディネーターを置き、国際的に卓越した本学の教員のうちからプログラム責任者が指名する者をもって充てる。

2 プログラムコーディネーターは、卓越大学院プログラムの企画及び運営を統括する。

### (審議機関)

第 6 条 卓越大学院プログラムの実施に係る全学的な課題の審議及び実施状況の総括については、九州大学未来人材育成機構規則（令和 4 年度九大規則第 3 5 号）第 8 条第 1 項に定める未来人材育成機構運営会議（以下「運営会議」という。）において行う。

2 運営会議は、必要に応じて、第 4 条に定めるプログラム責任者に対し、助言、指導又は勧告を行う。

### (プログラム実施委員会)

第 7 条 卓越大学院プログラムに、プログラム実施委員会（以下「委員会」という。）を置き、マス・フォア・イノベーション連係学府教授会をもって充てる。

2 委員会は、卓越大学院プログラムの実施及び管理運営、運営会議への報告及び意見具申並びにプログラムの実施に関し必要な事項の審議を行う。

3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(プログラム推進事務室)

第8条 卓越大学院プログラムに、プログラム推進事務室（以下「推進事務室」という。）を置く。

2 推進事務室は、卓越大学院プログラムの推進に必要となる学内における関係制度等の見直し及び提案を行う。

3 推進事務室に関し必要な事項は、別に定める。

(グローバルアドバイザーボード)

第9条 卓越大学院プログラムに、グローバルアドバイザーボードを置く。

2 グローバルアドバイザーボードは、卓越大学院プログラムの教育内容・方法等に関し、国際的な見地から意見及び提案等を行う。

3 グローバルアドバイザーボードに関し必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラムの修了要件)

第10条 卓越大学院プログラムの修了要件は、九州大学マス・フォア・イノベーション連係学府規則（令和3年度九大規則第112号）第15条に定める博士課程の修了要件とする。

(卓越奨励金)

第11条 連係学府に所属し、卓越大学院プログラムを履修する学生に、学業及び研究に専念するための経費（以下「卓越奨励金」という。）を支給できるものとする。

2 卓越奨励金に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、卓越大学院プログラムの実施に関し必要な事項は、プログラム責任者が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に経済学府経済工学専攻、数理学府数理学専攻並びにシステム情報科学府情報学専攻、情報知能工学専攻及び電気電子工学専攻に1年以上在籍している者が、令和3年度に、第10条に準ずる選考を経て卓越大学院プログラムの修士課程の履修を許可された場合は、この規則の適用の対象とする。

3 この規則施行の際、現にシステム情報科学府情報学専攻、情報知能工学専攻及び電気電子工学専攻に2年以上在籍している者が、第11条の規定により卓越大学院プログラムの博士後期課程の履修を許可された場合は、この規則の適用の対象とする。

附 則（令和3年度九大規則第118号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和４年度九大規則第８３号）  
この規則は、令和５年４月１日から施行する。